

## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月

独立行政法人国立大学財務・経営センター

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

現時点において、既に、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないもののみとなっているが、今後、競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものを除き、新たに行わないこととする。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(66.7%) 24	(90.0%) 191,198	(97.2%) 35	(98.2%) 208,626
競争入札	(55.6%) 20	(78.0%) 165,722	(86.1%) 31	(85.5%) 181,691
企画競争、公募等	(11.1%) 4	(12.0%) 25,476	(11.1%) 4	(12.7%) 26,935
競争性のない随意契約	(33.3%) 12	(10.0%) 21,204	(2.8%) 1	(1.8%) 3,776
合 計	(100%) 36	(100%) 212,402	(100%) 36	(100%) 212,402

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

#### (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約に関し、センター自らの改善内容について、契約監視委員会が点検・見直しを行い、すべて適切・妥当等と判断された結果、以下のとおり、平成 20 年度における契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	24	191,198
うち一者応札・一者応募	(50.0%) 12	(33.0%) 63,183

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(100.0%) 12	(100.0%) 63,183
仕様書の変更	4	22,660
参加条件の変更	0	0
公告期間の見直し	12	63,183
その他	12	63,183
契約方式の見直し	(0.0%) 0	(0.0%) 0
その他の見直し	(0.0%) 0	(0.0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0.0%) 0	(0.0%) 0

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」8件及び「平成21年度限りのもの」1件を含む。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

### (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会により、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約を中心に点検を実施。

「一者応札・応募の要因分析と改善方策(平成21年7月)」の取組を引き続き実施。

## (2) 随意契約等の見直し

### ① 総合評価落札方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等については、文部科学省が策定した「総合評価落札方式活用の手引き」を準用するとともに、その他、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件と認める契約については、総合評価落札方式活用の手引きを策定・運用しているところであり、今後の調達案件について個別に検討を行い、これらに基づき当該方式の導入を進める。

### ② 新規随意契約の抑制

競争性のない随意契約については、平成21年度において、真にやむを得ない、本部固定資産使用契約1件のみとなっているところであるが、今後、競争性のない随意契約については、真にやむを得ないものを除き、新たに行わないこととする。

## (3) 一者応札・一者応募の見直し

### ① 「一者応札・応募の要因分析と改善方策」の取組の実施

- ア 調達予定情報の提供と早期執行
- イ 詳細な調達情報の提供
- ウ 十分な公告期間の確保
- エ センター職員への周知徹底

### ② 仕様書の内容の見直し

今後、個別の調達案件ごとに、特に以下の点に留意して、仕様書を策定することとする。

- ア 仕様や審査基準を明確化。
- イ 過去の納入実績、請負実績、納入業者の所在地等の条件を撤廃。
- ウ 特定の業者しか納入することができない条件を見直す。

### ③ 入札参加要件の緩和

入札参加要件については、実行上、すべての調達に関して、1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の者を加えているところであり、引き続き、この取り扱いを継続することとする。

## (4) その他

特になし